

## 第4回 国有林山元販売入札公告書

入札日時： 令和8年7月16日(木)  
13時30分締切り・即時開札

入札場所： 大館北秋田木材流通センター  
北秋田市阿仁吉田字上野道下36(阿仁森吉支所内)  
TEL 0186-82-2173  
FAX 0186-82-2245

物件箇所： 米代東部森林管理署 管内

上記のとおり別紙明細書の山元物件の入札を実施いたします。現説は行いません。  
数量・品等は森林管理署検知によるものとし、一切異議は認めません。  
現物熟覧の上、入札をお願い致します。

大館北秋田森林組合  
北秋田市脇神字佐助岱27番地2  
TEL 0186-62-1664  
FAX 0186-62-1650

【問合せ先】TEL0186-82-2173

|          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| 入札保証金    | 総入札額の5%以上                               |
| 売買契約保証金  | 落札額の5%以上                                |
| 売買代金納入期日 | 令和8年7月27日(月)                            |
| 落札材搬出期限  | 代金納入日後60日以内                             |
| 送金先      | 秋田銀行鷹巣支店 普通 82236<br>北都銀行鷹巣支店 普通 302684 |

米代東部森林管理署の委託材は合法性確認木材でかつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採された木材です。

## 「入札心得」

1. 入札者は、当組合の認めた製材業者・木材業者・一般需要者とする。
2. 入札の方法は、売払番号ごとに総額によって行う。
3. 入札者は、入札保証金として入札総額の5%以上を現金で入札前に納入しなければならない。  
なお、当組合に10万円以上預け入れした者については、これを免除することができる。
4. 入札及び開札は、当組合が指定した時刻及び場所で行う。
5. 入札は、当組合の指定する様式を使用しなければならない。
6. 入札の最高価格をもって落札とし、同札のある場合は抽選によって落札者を決定する。  
但し、森林管理署の予定価格に達しない場合は落札しない。
7. 入札の無効
  - (1) 入札書の売払番号が確認できないとき。
  - (2) 入札金額・氏名・名称等が確認できないとき。
  - (3) 入札保証金の納入がないか、または納入金額に不足があるとき。
  - (4) 入札金額に関連して談合その他の不正行為があると認められたとき。
  - (5) 入札書が締切時間後に届いたとき。
8. 入札は、一旦提出した入札書の引換、取消しは認めない。
9. 落札者は、落札の日から10日以内に売買代金を納入のうえ、落札材を引き取らなければならない。但し、次の方法によるものとする。
  - (1) 落札者は、現金又は銀行支払保証小切手をもって納入することができる。
10. 落札者が期日までに売買代金を支払わないときは、その売買契約を解除するか、延滞料としてその代金に対し年利率14.6%を申し受ける。但し、売買契約を解除した場合は納入済の売買契約保証金は返還しない。
11. 落札者の搬出期限は、代金納入日から60日以内とする。
12. 落札者が指定した期日までに落札材を引き取らないときは、代金は勿論その材は当組合に帰属する。但し、当組合がやむを得ない事由があると認めたときはこの限りではない。
13. 落札材の引渡しは、原則として日曜・祝祭日は行わない。
14. 落札材の運搬による道路補修は買受人の負担とする。
15. 出荷材は、森林管理署が素材の日本農林規格に基づいて公正に検収したものとする。
16. 入札は現場確認のうえ行うものとし、品質・数量・その他落札後の現品について異議申し立ては受け入れない。
17. 入札は、本人又は代理人が直接入札場において入札するか、若しくは電信又は郵便で入札するものとする。
18. その他この入札の心得にない事項は、すべて当組合の定めるところによる。

1

[illegible]

## 2

[illegible]

## 売払物件明細表

米代東部森林管理署  
生産地：H=新遠部

3

【 入札日：令和8年7月16日（木） 】

[illegible]

第4回 国有林山元販売入札

【 入札日：令和8年7月16日（木） 】

大館北秋田森林組合

| 土場名  | 巻立場所  | 掲載ページ |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|------|-------|-------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|
|      |       | 1     | 2 | 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 奥十杭  | 奥十杭林道 | ○     | ○ |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 夜明島1 | 夜明島林道 |       | ○ |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 新遠部  | 新遠部林道 |       | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       |       |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|      |       | 1     | 2 | 3 |  |  |  |  |  |  |  |